

農地転用にかかる協定書

天の川沿岸土地改良区理事長 (以下「甲」という) と転用者
 県 市 町 番地 (以下「乙」)
 という) および転用組合員 (以下「丙」という) は 用地のため
 農地転用に伴う、天の川沿岸土地改良区の地区除外すべ土地に係る土地改良法第42
 条第2項の規定による決済金及び、転用後の土地改良事業に対する措置等について下
 記のとおり協定を締結する。

記

第1条 乙の 用地のための農地転用に伴い、地区から除外すべ
 き下記にかかる丙の甲に対する決済すべき債務は乙が引受け乙は丙に代わり直接甲
 に対する決済の義務を負うものとする。

大字名	字名	地番	地目	面 積 (m ²)	備 考

第2条 乙は丙から引受けをなし甲に決済すべき債務は別記の通りとする。

第3条 乙は、用水のための水利設備及び水使用にあたり土地区内かんがい水に支障
 を來しもしくは土地改良施設の利用を害しないよう措置を講じなければならな
 い。万一このこれらの原因により地区内農地のかんがい水に支障をきたしもし
 くは土地改良施設の利用を害したとき、乙は甲に対し損害の弁償をなしもしく
 は甲の申し入れのあったとき、乙は土地改良施設の代替施設その他必要な補償
 施設をしなければならない。

第4条 乙は甲の許可なく地区内の土地改良施設から引水設備をなし流水を使用し、
 もしくは土地改良施設に汚水及び廃液を放流またはこれらにかかる一切の物
 件を設置してはならない。万一これらの行為により土地改良施設の利用を害し
 たとき、甲は原状回復その他必要な措置を乙に命じ、乙は損害その他全ての責
 を負うものとする。

第5条 甲が施行する土地改良事業に対し、敷地を使用しもしくは土地改良施設の維
 持管理その他事業遂行のため乙に協力を求めたときは全面的に乙は甲に協力
 するものとする。

第6条 この協定に定められた事項につき疑義が生じたときまたは協定を変更する
 必要が生じたときはその都度甲と乙が協議するものとする。

以上の協定を証明するため本記3部を作成し甲乙丙は記名捺印してそれぞれ一部
 を保存するものとする。

令和 年 月 日

甲 天の川沿岸土地改良区

理事長 中田住久 印

乙 県市町 番地 印

丙 県市町 番地 印